

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団  
第 1 回 理 事 会  
議 事 次 第

日時:2023 年7月4日(火) 15 時 00 分～  
場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階  
会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- 第1号議案 副会長の選定について
- 第2号議案 事務総長の選定について
- 第3号議案 各種規程類について
- 第4号議案 業務執行理事の設置及び選定について
- 第5号議案 2023 年度 事業計画及び予算(案)について
- 第6号議案 東京都との基本協定の締結について
- 第7号議案 世界陸上ブダペスト大会を活用した東京の魅力発信について
- 第8号議案 設立当初から必要な契約案件について
- 第9号議案 設立者による契約の承継について
- 第10号議案 評議員会の開催について

3 閉 会

## 一般財団法人東京2025世界陸上財団役員等名簿

(敬称略、五十音順)

	役職	氏名	所属先役職等
1	会長	尾縣 貢	日本陸上競技連盟会長
2	副会長	潮田 勉	東京都副知事
3	事務総長	武市 敬	東京都参与 一般財団法人東京都人材支援事業団理事長
4	コンプライアンス 担当理事	広瀬 史乃	弁護士、全日本野球協会常務理事
5	ガバナンス 担当理事	八木 由里	弁護士、スポーツ仲裁裁判所仲裁人
6	理事	風間 明	日本陸上競技連盟副会長
7	理事	戸邊 直人	陸上競技選手、日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長
8	理事	野口 みずき	元陸上競技選手、スポーツ解説者
9	理事	横山 英樹	東京都生活文化スポーツ局長
10	理事	來田 享子	中京大学スポーツ科学部スポーツ教育学科教授、 日本陸上競技連盟常務理事

	役職	氏名	所属先役職等
1	監事	工藤 陽子	カリフォルニア州公認会計士、日本バレーボール協会監事
2	監事	渡邊 剛	弁護士、ニューヨーク州弁護士

	役職	氏名	所属先役職等
1	評議員	大橋 卓生	弁護士、JSC暴力行為等調査委員会委員長代理
2	評議員	三屋 裕子	日本バスケットボール協会会長
3	評議員	矢嶋 雅子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、慶應義塾大学大学院 法務研究科教授

## 副会長及び事務総長の選定について

- 会長：尾縣 貢会長（6月30日設立時理事会において選定）  
世界陸上財団の代表理事であり、法人を代表し、その業務を執行  
（定款第23条第3項、第25条第2項）
  
- 副会長（候補）：潮田 勉理事 【第1号議案】  
会長に事故がある時、会長が欠けた時の評議員会の招集及び理事会議長  
（定款第17条第3項、第23条第3項、第34条第2項）
  
- 事務総長（候補）：武市 敬理事 【第2号議案】  
当法人の業務執行理事であり、事務局の長  
（定款第23条第3項、第39条第2項）

# 国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン

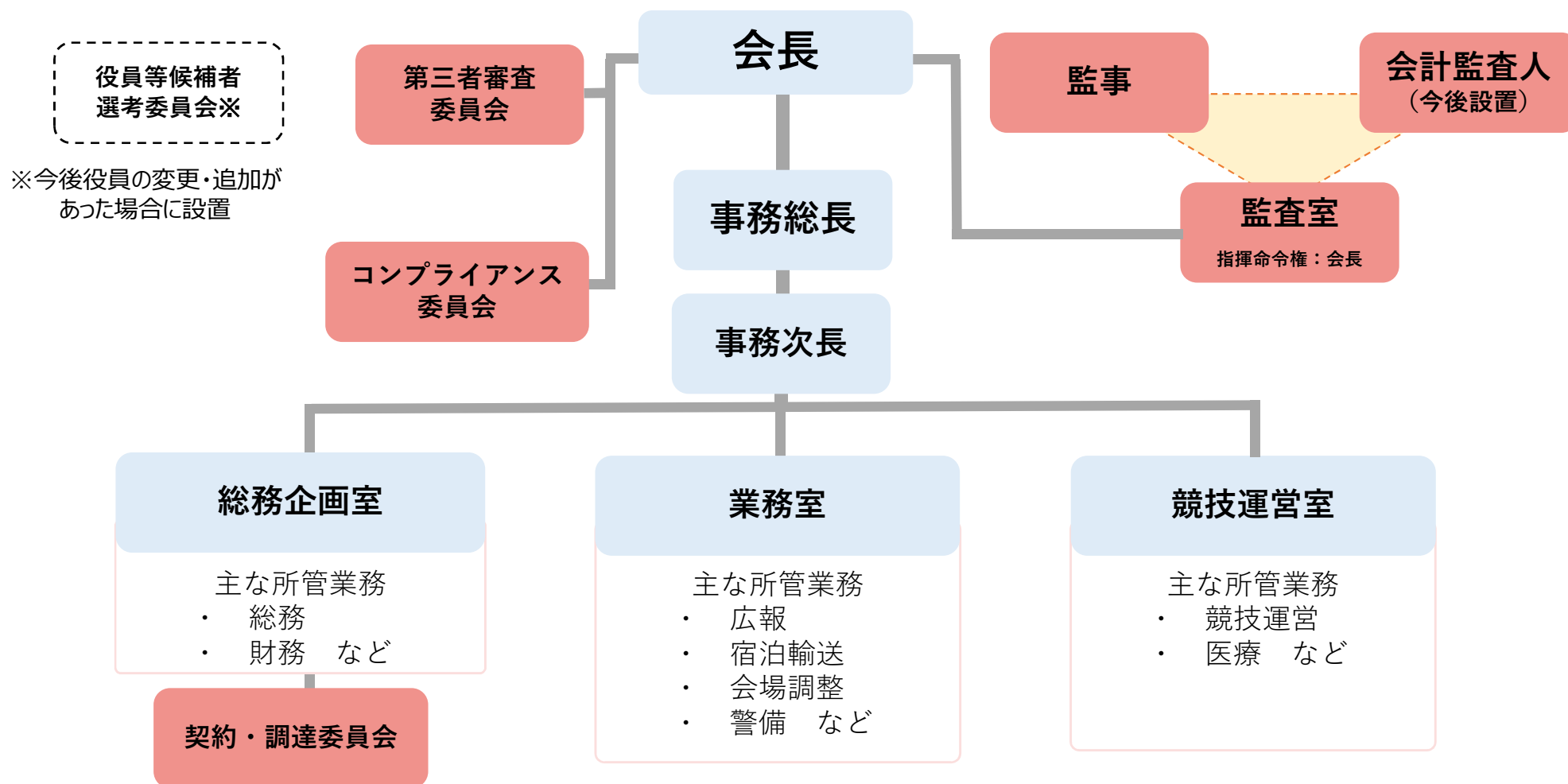
## 大会運営組織のガバナンス確立に向けた体制整備

資料 3-1

項目	考え方と具体的取組例
①役員等の適切な選任	<p>○理事等が組織全体の運営改善に不断に取り組むとともにその権限を適切に行使できるように適切に体制整備を行うことが重要</p> <p>≪取組例≫ ・ 役員等選考委員会を設置、選任方針の策定及び選任理由等の公表          ・ 役員等の行動規範の策定及び就任時の誓約書の提出並びに行動規範・誓約書の公表</p>
②コンプライアンスの確保	<p>○コンプライアンス確保に必要な体制整備に加え、役員や職員のコンプライアンスに係る知識の習得や意識啓発が重要</p> <p>≪取組例≫ ・ コンプライアンス委員会を設置、監事等と情報共有          ・ 通報しやすい仕組みを備えた通報窓口の設置          ・ 当初から役員・職員への継続的なコンプライアンス教育の実施          ・ 危機管理及び不祥事対応体制並びに懲罰制度の構築</p>
③内部統制・外部チェック	<p>○公正妥当と認められる会計の原則にのっとりた会計処理を行うことが重要</p> <p>≪取組例≫ ・ 収入・支出のプロセス等を事前及び事後に監督する契約・調達管理委員会の設置          ・ 内部監査部門を主とする、監事・会計監査人との連携体制の構築          ・ リスクアプローチの監査手法の導入          ・ マーケティング業務の委託等に関する方式の検討経緯や選択理由等の公表</p>
④利益相反の管理	<p>○利益相反取引の管理は、法令上の遵守事項でもあり、組織の利益を損なうことを防ぐために重要</p> <p>≪取組例≫ ・ 利益相反の該当性をチェックする仕組みの構築          ・ 専門人材の直接雇用の活用等、民間企業からの出向者受入れに頼らない工夫          ・ 出向者活用せざるを得ない場合における、ポストや業務内容、権限の公表等</p>
⑤情報公開	<p>○大会運営組織の開示する情報が都民との信頼関係を醸成するために重要</p> <p>≪取組例≫ ・ 法定事項に加え、組織の重要な決定や世の中の関心の高い事項を積極的に発信          ・ 都の条例に準じた情報公開制度の導入          ・ 非公開情報は、情報公開とは別の方法で、公正性を担保できる仕組みを構築し、非公開の理由を含め考え方を丁寧に説明</p>

## ガバナンス体制図

- コンプライアンス委員会を設置し、財団内のコンプライアンスを推進
- 第三者審査委員会を設置し、ガバナンスに係る事案の適正性等を審査
- 監査室を中心に、監事・会計監査人と密に連携した三様監査体制を構築



## コンプライアンス委員会

### ○ 目的

財団内のコンプライアンスに係る体制構築及び推進のために設置

### ○ 主な役割

コンプライアンス推進に係る基本方針の策定、教育・研修計画の策定・実施

### ○ 委員構成

委員長：コンプライアンス担当理事【第 4 号議案】 委員：事務次長、各室長、各部長

## 第三者審査委員会

### ○ 目的

財団のガバナンスに係る事案の適正性等を第三者の立場から中立・公正に審査するために設置

### ○ 主な役割

「利益相反」「公益通報」「懲罰」「情報公開」等における手続きの中で、必要の都度、その適正性を審査

### ○ 委員構成

委員長：ガバナンス担当理事【第 4 号議案】 委員：外部有識者 3 名（調整中）

## コンプライアンスを確保するための仕組み

- コンプライアンス委員会を財団内に設置し、コンプライアンス推進の基本方針や研修計画の策定
- **着任時のみならず着任後も継続的なコンプライアンス教育を実施、四半期ごとにコンプライアンス遵守状況をチェック**
- 通報者の保護に配慮し、通報しやすい仕組みを備えた**内部・外部の公益通報窓口を設置**

## 上記取組に関する規定

### <コンプライアンス規程>

- ・ 5条1項 「委員会は、次に掲げる事項について検討、審議又は実施する。
  - 一 コンプライアンス推進に係る基本方針の策定及び体制に関すること
  - 二 コンプライアンス教育・研修の計画策定及び実施に関すること 」
- ・ 13条 「役職員等は、着任時のみならず、年1回の研修を受講するとともに、四半期毎のチェックシートによる  
コンプライアンスの遵守状況の確認を行う」

### <公益通報処理要綱>

- ・ 5条 「当法人の内部及び外部に、それぞれ公益通報…窓口を設置」
- ・ 7条1項 「公益通報を行う手段は、電子メール又は書面とする」
  - 2項 「…匿名で行うこともできる」
- ・ 14条1項 「…通報者が公益通報を行ったことを理由として…いかなる不利益な取り扱いもしてはならない」

## 危機管理及び問題発生時の対応

- コンプライアンス違反等問題発生時の職員の報告義務
- 問題発生後の対応体制の整備

### 上記取組に関する規定

#### <コンプライアンス規程>

- ・ 14条1項 「職員は、自ら又は他の職員が本規程に違反する行為を行ったとき又はその疑惑が生じたときは、速やかに所属長に報告しなければならない」
  - 2項 「前項の報告を受けた所属長は、速やかに総務企画部長に報告する」
  - 3項 「・・・総務企画部長は、速やかに事務総長、事務次長に報告するほか、第10条で定める職員（コンプライアンス委員会事務局）に情報提供する」
- ・ 15条 「・・・事務総長は、直ちに会長及び統括責任者（コンプライアンス担当理事）に報告するとともに、問題に対する対応方針、原因究明、再発防止策等について協議し、適切かつ迅速に対応策を講じなければならない」
- ・ 16条1項 「統括責任者は、問題の対処に必要と判断する場合は、コンプライアンス委員会を開催し・・・審議する」
  - 2項 「統括責任者は、前項の審議を踏まえ、再発防止策等を講じるよう事務総長に提言する」



## 懲罰制度の構築

- 法規や各種規程等に違反する行為等、**処分の対象となる行為や処分内容を定めた「職員懲罰規程」を策定・周知**  
※役員等に対しても同様の規程（「役員等懲罰規程」）を評議員会において決議予定

## 上記取組に関する規定

### <職員懲罰規程>

- ・ 4条 1項「違反行為とは、第2条に規定した者（職員・非常勤職員）が行う次の各号に該当する行為をいう。
  - 一 法規及び当法人の定める各種規程に違反する行為
  - 二 反倫理的な行為
  - 四 当法人の利益に反する行為及び不適切な働きかけ並びにそれらが疑われる行為」など
- ・ 5条 「当法人は、違反行為を行ったものに対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。
  - 一、懲戒解雇 二、諭旨退職 三、降任降格 四、出勤停止 五、減給 六、戒告」
- ・ 6条 「前条の処分は、…第三者審査委員会が中立かつ公平に審査し、事務総長に答申する」
- ・ 11条 「当法人の処分が必要とされた職員に関する手続きは、以下のとおりとする。
  - 一 審査委員会は、…処分案を、事務総長に対し、…書面をもって答申する。
  - 二 事務総長は、審査委員会による答申の内容を踏まえ、処分決定を行い…」

～適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築～

## 契約・調達制度の構築

- 契約・調達制度を構築
- 契約と調達を、**収入・支出の両面**において**事前・事後**に内容・プロセス等をチェックする、**弁護士・公認会計士を含む契約・調達委員会**を設置

## 上記取組に関する規定

### <財務規程>

- ・ 31条「 契約は、次のいずれかにより、原則として事務総長が締結する。  
一 競争入札 二 複数見積り契約 三 プロポーザル方式契約 四 特別契約 」

### <契約・調達委員会設置要綱>

- ・ 1条「世界陸上財団が行う契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、…委員会を設置する。」
- ・ 2条「次に掲げる事項を**審査**、… 下表の**契約・調達案件等に係る手続き及び契約締結に関すること**。  
一 **工事請負**： 予定価格 4 千万円以上、 **委託その他**： 予定価格 2 千万円以上、  
**収入案件**（スポンサー契約関係）： 全件  
※ その他重要と認められる案件について、理事会に付議することができる。
- ・ 3条「委員会は、委員（委員長及び外部委員を含む）及び事務局をもって組織し、…これに充てるものとする。  
三 **外部委員： 弁護士及び公認会計士** 」

～適切な計画・予算・契約・調達についての内部統制・外部チェックの仕組みの構築～

## 監査機能を強化する取組

- 監査室を中心に、監事・会計監査人が密に連携した**三様監査体制を構築し、監査機能を強化**
- 今後、内部監査規程や三様監査体制の方針を策定し、**リスクアプローチ手法による監査を実施**

## 上記取組に関する規定

<監査室設置規程>

- ・ 4条1項 「監査室は、次に掲げる業務を行う。
  - **三様監査体制の構築に関すること** 」

<監事監査規程>

- ・ 15条 「監事の職務執行に必要な事務の補助については、・・・監査室がこれに当たる」
- ・ 16条 「**監事は、効果的かつ効率的な監査体制を構築するため、監査室と密に連携し、情報共有等を定期的に行う**」

## 利益相反問題の防止

- 役職員等は、**着任時に利益相反に関する自己申告書・誓約書を提出するとともに、着任後も、四半期ごとに利益相反の有無をチェック**
- 役職員に対し、着任時のみならず着任後も**継続的なコンプライアンス教育**を実施【再掲】
- 民間企業からの出向者受入れに頼らず、**専門人材の直接雇用等を活用するなど、利益相反問題を防止**  
人材登用に当たり、**利益相反の該当性、問題発生を防止する取組（適正配置等）を第三者審査委員会で審査**する仕組みを導入

## 上記取組に関する規定

### <利益相反管理規程>

- ・ 6条2項 「・・・役職員は、着任時に利益相反に関する自己申告書及び誓約書を・・・提出する。着任後は四半期ごとに利益相反管理チェックシートを・・・提出する」
- ・ 6条1項 「・・・契約・調達委員会・・・は、第5条（利益相反取引等の判断基準）に照らし契約の必要がある・・・場合には、当該契約の妥当性審査を第三者審査委員会に付議する」
- ・ 6条3項 「利益相反に該当するおそれがある・・・事案・・・は、次の各号で定める機関から第三者審査委員会に付議する。
  - 一 前職・兼業等の企業が利害関係を有する民間企業である者の登用 事務局
  - 二 その他利益相反に該当する（可能性を含む。）事案 事務局 」

## 情報公開の仕組みの構築

- **都の条例に準じた情報公開制度を導入**
  - ・ 全部又は一部を**非開示とする場合も**、その理由を書面で示すなど**丁寧に説明**
  - ・ **審査請求制度を設け**、審査請求に対しては第三者審査委員会の審査を経て回答
- **守秘義務により公開できない情報等についても、内容の妥当性を担保するため、第三者審査委員会において確認**

## 上記取組に関する規定

### <情報公開規程>

- ・ 5条 「何人も、本規程の定めるところにより、当法人に対し、文書等の開示を請求することができる」
- ・ 14条 「…文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、…書面によりその理由を示さなければ  
ならない」
- ・ 15条 「主務課は、開示請求に係る文書の全部又は一部を開示しない決定をしたとき、…第三者審査委員会に  
対して、当該非開示情報に係る業務の妥当性の審査を付議し、委員会の答申を得るものとする」
- ・ 20条 1項 「開示請求者は、…不服があるときは、…審査の請求ができる」
- ・ 4項 「前項の回答（審査請求についての回答）に係る決定は、…原則として委員会に付議し、答申を  
得た上で行う」

### 理事会に関する規程

○理事会運営規程

当法人の**理事会の運営に関し必要な事項**を定めた規程

### 都に準じた制度を定めた規程

○事務局規程

**事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項**を定めた規程

○就業規程

**職員の労働条件、服務規律、その他就業に関する事項**について定めた規程

○育児・介護休業規程

**職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱い**について定めた規程

○職員旅費規程

**職員等に支給する旅費**に関し基準を定めた規程

○職員給与規程

**職員の給与**に関し必要な事項を定めた規程

○個人情報取扱規程

**個人情報の適正な取扱い**を確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程

都に準じた制度を定めた規程（つづき）

○職員行動規範

職員に求められる行動規範を、「**取組姿勢**」「**コンプライアンス**」「**組織風土・職場環境**」「**人権や多様性の尊重**」の4つの視点で明示

○秘密情報管理規程

**秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐため、秘密情報の管理に関し必要な事項**を定めた規程

その他

○資金運用規程

**資金運用**に関し必要な事項を定めた規程

○財産管理規程

**財産の管理**に関する基本的事項を定めた規程

○契約・調達案件等に係る理事会への付議基準

**契約・調達案件等について、理事会への付議基準**を定めた基準

（**工事請負**：予定価格9億円以上、**委託その他**：予定価格2億円以上、**収入案件**（スポンサー契約関係）：全件、**その他重要と認められる案件**）

## 一般財団法人東京2025世界陸上財団 各種規程類一覧

項番	規程名	目的・内容
1	・ 一般財団法人東京2025世界陸上財団 理事会運営規程	定款に基づき、当法人の理事会の運営に関し必要な事項を定めた規程
2	・ 同 財務規程	当法人の会計に関する取引を正確、かつ迅速に処理し、当法人の財政状態及び正味財産増減の状況 に関し報告を行うとともに、事業活動の計数的統制、ガバナンスの確保及び能率的運営を図るこ を目的とする規程
3	・ 同 資金運用規程	財務規程に基づき、資金運用に関し必要な事項を定めた規程
4	・ 同 財産管理規程	財産の管理に関する基本的事項を定め、もって当法人の事業を適正かつ効率的に実施することを目 的とする規程
5	・ 同 契約・調達委員会設置要綱	契約・調達行為の公正性、経済性及び透明性の確保を図るため、契約・調達委員会の設置及びこの 運用に係る必要な事項を定めた要綱
6	・ 同 契約・調達案件等に係る理事会への 付議基準	契約・調達案件等について、当法人の理事会への付議基準を定め、もって当法人における意思決定 手続きの適正化を図ることを目的とする基準
7	・ 同 事務局規程	定款に基づき、事務局における事務の能率的な運営を図るために必要な事項を定めた規程
8	・ 同 就業規程	職員の労働条件、服務規律、その他就業に関する事項について定めた規程
9	・ 同 育児・介護休業規程	職員の育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の免除、時間外 労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めた規程
10	・ 同 職員旅費規程	就業規程に基づき、職員等に支給する旅費に関し基準を定めた規程
11	・ 同 職員給与規程	就業規程に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めた規程
12	・ 同 職員行動規範	当法人を、適正なガバナンスが確保され、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼される 組織とするために、すべての職員が取るべき行動を定めた規範
13	・ 同 コンプライアンス規程	コンプライアンスに係る体制構築及び推進のために必要な事項を定め、法規等を遵守、尊重するこ とにより、当法人が社会的信頼を確保し、東京2025世界陸上競技選手権大会の確実な開催と成功 に資することを目的とする規程
14	・ 同 利益相反管理規程	利益相反を適切に管理するために必要な事項を定め、当法人運営の公正性を確保することを目的と する規程
15	・ 同 公益通報処理要綱	コンプライアンス規程に基づき、当法人における職員等からの組織的又は個人的なコンプライアン スに関する事項のうち、法令等に違反する行為に関する相談及び通報の適正な処理について定める ことにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、社会からの信頼維持及び組織運営の強 化に資することを目的とする要綱
16	・ 同 職員懲罰規程	法令遵守及び事業執行の公正さに対して都民及び国民から不信を招く行為の防止を図り、もって当 法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする規程
17	・ 同 情報公開規程	当法人の保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めた規程
18	・ 同 第三者審査委員会設置要綱	ガバナンスに係る事案について適正性等を審査する第三者審査委員会を設置し、必要な事項を定め た要綱
19	・ 同 個人情報取扱規程	個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めた規程
20	・ 同 秘密情報管理規程	秘密情報を適切に保護するとともに、第三者の営業秘密の侵害を防ぐため、秘密情報の管理に関し 必要な事項を定めた規程
21	・ 同 監事監査規程	監事の監査に関する基本的事項を定めた規程
22	・ 同 監査室設置規程	適正な内部監査を実施するとともに、各種監査に対する一元的な対応を行うため、組織の設置及び その他の必要な事項を定めた規程



## 業務執行理事の設置及び選定について

- 定款第23条第3項において、理事会の決議において業務執行理事を設置することができる。
- 世界陸上財団においては、適切なコンプライアンス・ガバナンスを確保するため、以下の業務執行理事を設置し、担当理事を選定することとしたい。

○コンプライアンス担当理事  
コンプライアンス委員会に関すること

○ガバナンス担当理事  
第三者審査委員会に関すること

# 一般財団法人 東京2025 世界陸上財団 2023 年度 事業計画書

(2023 年 7 月 4 日から2024 年 3 月31日まで)

2025 年に東京で開催される世界陸上競技選手権大会を成功に導いていくためには、大会に対する都民・国民、あらゆるステークホルダーの理解と協力が不可欠であり、大会の開催・運営を担う当財団は、適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される組織であることが求められる。

この考えに基づき、今後速やかに大会開催準備を本格化させていくための基盤づくりを行うこととし、事業計画を次のとおり定める。

## 1 大会開催基本計画等の策定など着実な準備の推進

### ① 大会開催基本計画等の策定

- ・ 大会開催に向けた基本計画を策定する。
- ・ 大会関係者へのヒアリング調査の結果及び過去大会の状況などを踏まえ、各 F A 業務における各種大会運営計画の検討・準備を進める。

### ② WA との連絡・調整

- ・ 2023 年ブダペスト大会のオブザーバープログラムやWAのサイトビジット受入などを通じてWAと意見交換や調整を行う。
- ・ 大会競技種目の決定を受け、競技スケジュールについてWAと調整を進める。

## 2 マーケティングと広報活動

### ① マーケティング活動の推進

- ・ マーケティング方針を策定するとともに、スポンサー販売についてのWAの合意を得て、マーケティング活動を進める。
- ・ 大会ブランドの構築に向け、大会ロゴの開発を進める。

### ② 広報活動の実施

- ・ 2023 年ブダペスト大会を契機に、様々な広報媒体等を活用し、東京2025世界陸上及び東京の魅力をPRする。

### 3 事務局体制の強化と財政基盤の確立

#### ① 事務局体制の強化

- ・ 業務に応じた専門人材の確保など、事務局体制の強化を図る。

#### ② 財政計画の策定と予算の効率的・効果的な執行

- ・ 大会開催基本計画を踏まえ、財政計画を策定する。
- ・ 予算執行段階において事業や実施方法を改めて検証し、コスト縮減を図る。

#### ③ その他（コンプライアンス、監査体制 等）

- ・ 契約チェック体制の構築や利益相反問題の防止、情報の積極的な公開など、適切なガバナンスの確保に努めるとともに、コンプライアンス推進に係る基本方針、教育・研修計画を策定し、財団内でのコンプライアンスを推進する。
- ・ 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築し、不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法を導入する。

2023年度 収支予算書  
2023年7月4日から2024年3月31日まで

(単位：千円)

科目	予算額
<b>I.事業活動収支の部</b>	
<b>1.経常増減の部</b>	
<b>(1)経常収益</b>	
①基本財産運用益	0
②特定資産運用益	0
③補助金等収入	0
④受取負担金	500,000
⑤受取寄付金	997,000
⑥雑収入	0
経常収益計	<b>1,497,000</b>
<b>(2)経常費用</b>	
<b>①事業費</b>	<b>1,249,524</b>
会議費	5,216
旅費交通費	14,808
通信運搬費	685
消耗品費	660
広告宣伝費	500,000
保険料	495
委託費	727,000
雑費	660
<b>②管理費</b>	<b>190,026</b>
役員報酬	10,950
給与手当	31,650
福利厚生費	31,503
旅費交通費	3,177
通信運搬費	12,034
減価償却費	9,662
消耗品費	3,464
光熱水料費	1,040
賃借費	15,072
保険料	18
諸謝金	9,125
租税公課	1,020
支払手数料	38
外注費	25,080
委託費	35,514
雑費	679
経常費用計	<b>1,439,550</b>
当期経常増減額	<b>57,450</b>
<b>2.経常外増減の部</b>	
<b>(1)経常外収益</b>	
経常外収益計	<b>0</b>
<b>(2)経常外費用</b>	
経常外費用計	<b>0</b>
当期経常外増減額	<b>0</b>
当期一般正味財産増減額	<b>57,450</b>
一般正味財産期首残高	<b>0</b>
一般正味財産期末残高	<b>57,450</b>
<b>II.指定正味財産増額の部</b>	
当期指定正味財産増減額	<b>0</b>
指定正味財産期首残高	<b>3,000</b>
指定正味財産期末残高	<b>3,000</b>
<b>III.正味財産期末残高</b>	<b>60,450</b>

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

資金調達の予定 なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定 あり

(単位：円)

事業番号	設備投資の内容	支出又は収入の 予定額	資金調達方法 又は取得資金の 用途
1	保証金 (JSOSビル事務所)	3,420,000	受取寄付金
2	履行預託金 (大会開催)	33,750,000	受取寄付金
3	リース資産 (什器等備品)	4,646,000	受取寄付金
4	リース資産 (電子計算機)	2,904,000	受取寄付金
5	リース資産 (携帯電話)	2,112,000	受取寄付金

# 東京都との基本協定の締結について

資料6

- 「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）では、ガバナンス体制等が適切に確保されていることを前提に、都からのサポートを受けられることとされている。
- 世界陸上の円滑な開催に向けて、相互に連携を図りつつ大会準備を着実に実施するため、東京都と基本協定を締結したい。

## 【主な内容】

### ○役割分担

財団：大会の準備・運営に関すること

コンプライアンス、情報公開、ガバナンス確保等、適切な組織体制の構築に関すること

東京都：大会の準備・運営にかかる財団に対する必要なサポートに関すること

財団のコンプライアンス、情報公開、ガバナンス確保等に関する必要な助言及びサポート

### ○公正性・透明性の確保等

・財団及び都は、ガイドライン等を遵守し、コンプライアンスの確保、ガバナンスの強化及び情報公開等に最大限努める

・財団及び都は、未来につながるレガシーを残すことや東京の国際的なプレゼンスの更なる向上に向けて取り組む

### ○契約・調達管理会議（仮称）

・大会の準備・運営にかかる契約行為等を適切に管理するため、財団は契約・調達管理会議に本大会の準備・運営に係る契約行為等を付議

→契約・調達管理会議は、都、財団、日本陸連の三者で共同設置予定

## 【協定締結予定日】

令和5年7月4日

※今後、公益財団法人日本陸上競技連盟とも基本協定を締結する予定

## 1. 概要

- 当財団は、定款において、「開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資すること」を目的の1つとしている
- 世界の注目が集まる世界陸上ブダペスト大会の場を活用して、東京観光財団と連携・協力し東京の魅力を発信
- 競技場内におけるロゴの掲出や、海外メディアを活用した東京PR動画の発信等を実施

## 2. 役割分担

世界陸上財団 : WAやブダペスト大会関係者との調整、契約

東京観光財団 : P R 素材等の作成、経費の負担



〈TokyoTokyoロゴの掲出〉

## 3. スケジュール等

(7月上旬) 世界陸上財団と東京観光財団との間で協定締結

(7月末～8月上旬頃) 当理事会において契約案件付議・決定

(8月上旬頃) 世界陸上財団とWAとの間で契約締結

(8月19日～27日) ブダペスト大会期間中におけるPR実施



〈東京PR動画〉

## 設立当初から必要な契約案件について

### 概 要

- 財団設立直後からの**執務開始**に必要な**初度調弁等に係る契約**
  - ☞ 複写機・什器類の整備、会計等の事務処理ソフト、法律相談業務委託など計 6 件（別紙）

### 契約の方法・手続き

- 各契約について**速やかな契約締結**が求められるため、**複数見積を徴取したうえで、理事会の決議を経て契約締結**（財務規程附則）
  - **競争性を確保**するため、**原則、3者以上の複数見積を徴取し、最も低い金額を提示した者と契約**
  - 見積業者は契約内容の**履行能力等を踏まえて選定**
- 理事会での決議後、**契約予定者との契約手続きを進める**
- 契約締結後に、東京都等で設置する**契約・調達管理会議に付議対象となる契約案件を報告**

### 契約情報の公表

- **契約結果や見積経過（参加事業者、見積金額）**について、HPで公表予定



# 財団設立時に締結が必要な契約案件一覧

別紙

(単位:円)

件名	所管部	概要・主な仕様等	見積参加業者		契約予定者	契約予定金額
1 複写サービスに関する契約 (単価契約) (長期継続契約)	総務 企画部	○「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」ビル5階執務室で利用する複合機1台のリース契約 ○1ヶ月の使用予定枚数：モノクロ15,000枚+カラー7,000枚 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和8年3月31日	コニカミノルタジャパン(株)	1,936,000	コニカミノルタジャパン(株)	1,936,000
			リコージャパン(株)	3,323,232		
			富士フイルムビジネスイノベーションジャパン(株)	辞退		
2 執務机外12点の借入れ (長期継続契約)	総務 企画部	○「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」ビル5階執務室のオフィス什器リース契約 ○主な品目：執務机13台、執務椅子46脚、書庫4台、シュレッダー1台、金庫1台 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和8年3月31日	コーユーレンティア(株)	4,950,000	コーユーレンティア(株)	4,950,000
			(株)カントー	5,506,820		
			山王スペース&レンタル(株)	10,373,440		
3 令和5年度会計ソフト等の導入・利用契約	財務部	○一般（公益）財団法人に対応し、①日本陸連でも活用している会計ソフト（PCAクラウド公益法人会計）及び、②固定資産管理ソフト（PCAクラウド固定資産）の導入 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和6年3月31日	(株)シンクキューブ	1,493,800	(株)シンクキューブ	1,493,800
			クレシード(株)	1,933,938		
			(株)中央経営情報センター	2,225,438		
			(株)ケーイーシー	2,263,940		
4 令和5年度 給与システム等のソフトウェアライセンスの買入れ・利用契約	総務 企画部	○会計システムとの連携を考慮し、会計ソフトと同メーカーの給与・人事管理ソフト（PCAクラウド給与、PCAクラウド人事管理、PCAクラウド法定調書）の導入 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和6年3月31日	(株)シンクキューブ	952,930	(株)シンクキューブ	952,930
			クレシード(株)	1,018,790		
			(株)中央経営情報センター	1,109,541		
			(株)ケーイーシー	1,117,790		
5 世界陸上競技選手権大会の開催準備に係る法律相談等支援業務委託（単価契約）	総務 企画部	○OWA他ステークホルダー等との契約締結に関する法的支援、法律相談、法的文書の翻訳 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和6年3月31日	TMI総合法律事務所	16,665,000	TMI総合法律事務所	16,665,000
			ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所	40,920,000		
			モリソン・フォースター法律事務所	48,675,000		
6 令和5年度 税理士顧問契約	財務部	○一般（公益）財団法人に精通する税理士から、会計取引や税務処理、決算業務等についての支援を受けるとともに、その他付随する業務に関する指導・助言を得るための顧問契約 ○契約期間：契約確定日の翌日から令和6年6月30日	辻・本郷 税理士法人	7,491,000	辻・本郷 税理士法人	7,491,000
			税理士法人 山田&パートナーズ	9,916,500		
			PwC税理士法人	18,535,000		
			EY税理士法人	19,888,000		
			デロイト トーマツ税理士法人	23,471,800		

※ 契約予定者が契約締結しない場合には、次順位の事業者と契約締結

## 設立当初から必要な契約案件について

- 競技会場となる国立競技場に近接する「JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE」内の一室を主たる事務所とするため、下記のとおり契約を締結したい。

賃貸借契約	
賃借物件	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE5階(新宿区霞ヶ丘町4番2号) 契約面積 190㎡
契約期間	2023年7月～2025年3月 ※2025年4月以降は再契約を予定
賃貸人	(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本オリンピック委員会

# 設立者による契約の承継について

資料 9

- 財団設立後、速やかな運営を行うにあたり必要最小限の設備等のうち、履行に一定の時間を要するものについて、日本陸上競技連盟が財団設立前に契約した以下の案件の契約上の発注者としての地位及び一切の債務を日本陸上競技連盟から当財団に承継したい。

件名	概要	金額
パーソナルコンピュータの借入れ（2026年3月31日まで）	○財団に派遣される職員が使用するノートPCのリース契約	13,804,560円
インターネット接続サービスの提供（2026年3月31日まで）	○執務室のインターネット環境を整備するための回線工事及びプロバイダのサービス提供契約	3,689,400円
OA 環境構築・保守運用業務委託（2026年3月31日まで）	○執務室のLANネットワーク環境整備及び保守業務等に必要な業務委託 ○PCで利用するソフトウェアの調達及び初期設定等	26,903,800円
通信機能付きスマートフォン端末及び通信サービスの提供（2026年3月31日まで）	○財団に派遣される職員が使用するスマートフォンのリース契約	推定総金額 7,819,328円

- **役員等行動規範**や**懲罰規程**など、理事・監事・評議員に関する各種規程類を決議
- 第1回理事会の開催結果について報告

## <日時>

2023年7月12日（水）17時30分～

## <場所>

Japan Sports Olympic Square 会議室

## <出席者>

大橋評議員、三屋評議員、矢嶋評議員（五十音順）

## <議事（案）>

### 1 決議事項

- ・役員等に関する各種規程類について  
（役員等行動規範、役員等懲罰規程、報酬・旅費に関する規程 など）

### 2 報告事項

- ・第1回理事会開催結果について